



令和3年度広島県立廿日市高等学校（定時制課程）

入学者選抜（Ⅱ）実施要項

〒738-0004 広島県廿日市市桜尾三丁目3番1号

Tel 0829-32-1125

Fax 0829-32-8417

<http://www.hatsukaichi-h.hiroshima-c.ed.jp>



1 選抜の趣旨

令和3年度広島県立廿日市高等学校[定時制課程]（以下「本校」という。）の入学者選抜（Ⅱ）（以下「選抜Ⅱ」という。）は、基礎的な学力や豊かな人間性を備え、将来の進路に向かって、本校での生活及び卒業後の明確な目標を持ち、その実現に向けて努力を継続しようとする強い意欲を有する生徒を選抜することを目的として、「令和3年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」（以下「県要項」という。）によるほか、この要項の定めるところにより実施し、「令和3年度広島県立高等学校入学者選抜の基本方針」に基づき、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行うものとする。

2 学校の概要

(1) 課程及び学科 定時制課程 普通科

(2) 育てたい生徒像

- ア 地球規模の広い視野を持ち、自己の可能性を信じて壮大な夢を抱き、輝かしい未来への確かな見通しを持って進んでいく生徒
- イ 努力を惜しまず自己実現をめざす生徒
- ウ 他者とともに新たな価値を創造できる生徒

(3) 教育課程の特徴

基礎・基本の確実な定着に向けて、1年次に学び直しの科目を配置する。さらに、卒業後に役立つ知識・技能や教養を身に付けるための科目を、3・4年次に配置することにより基礎的な知識と教養を身に付けさせ、知・徳・体のバランスのとれた生徒の育成を目指している。

3 募集

(1) 出願資格

次のアからオまでのいずれかに該当する者が出願できる。

- ア 中学校を卒業した者
- イ 令和3年3月に中学校を卒業する見込みの者
- ウ 学校教育法施行規則（以下「施行規則」という。）第95条各号のいずれかに該当する者
- エ 令和3年3月に施行規則第95条第1号又は第2号に規定する課程を修了する見込みの者
- オ 日本国内において、外国人学校の教育により9年の課程を令和3年3月31日までに修了又は修了する見込みの外国人で令和3年3月31日までに満15歳以上に達する者

(2) 定員

1学級

(3) 学区

広島県一円

4 出願

(1) 期間

ア 入学願書 令和3年2月15日（月）から2月18日（木）正午まで
出身中学校長が郵便により提出する場合には、志願者名簿1部を返送するための封筒（簡易書留郵便等に必要な料金分の郵便切手を貼ること。）を同封の上、簡易書留郵便により、2月17日（水）16時までに必着するよう提出すること。

イ 入学者選抜願 令和3年2月19日（金）から2月24日（水）正午まで
出身中学校長からの郵便による提出は、志願変更を全く行わない場合にのみ認める。その場合においては、受検票を返送するための封筒（簡易書留郵便等に必要な料金分の郵便切手を貼ること。）を同封の上、簡易書留郵便により、2月22日（月）16時までに必着するよう提出すること。

ウ 調査書等 令和3年2月19日（金）から2月25日（木）正午まで
出身中学校長からの郵便による提出は、志願変更を全く行わない場合にのみ認める。その場合においては、簡易書留郵便により、2月24日（水）16時までに必着するよう提出すること。

なお、アからウのいずれの場合も、受付時間は受付最終日を除き、9時から16時まで（12時から12時45分までの時間を除く。）とする。また、郵便による提出を行う場合には、出身中学校長は郵送後、電話により速やかに本校校長に郵送した旨の連絡を行うこと。

(2) 手続

ア 志願者

(ア) 志願者は、次の①、②の書類に必要な事項を記入し、中学校長を経由して本校校長に提出する。

- ① 入学願書
- ② 入学者選抜願及び受検票

※「(定時制) 広島県立高等学校入学者選抜料納付書」の原本を使用して入学者選抜料(950円)を、納付書に記載された広島県指定金融機関等で納付し、その際に受け取る「(定時制) 広島県立高等学校

入学者選抜料領収控（領収印のあるもの）を②の「入学者選抜願」に貼ること。

※中学校卒業後5年を超える者については、①、②の書類等及び卒業証明書を本校校長に直接持参により提出するものとする。

- (イ) 志願者で、英語の実音聴取による受検が困難な者、拡大した学力検査用紙を必要とする者、点字検査用紙を必要とする者、中学校在学中に英語を履修しなかった者、代筆による解答を必要とする者、漢字にルビを振り拡大した学力検査用紙を必要とする者、その他の特別措置を希望する者については、県要項（56ページ）の手続によること。
- (ウ) 志願者で、不登校等特別の事情のある者は、自己申告書を本人が記入し、提出することができる。なお、中学校卒業見込者及び卒業後5年以内の者については、封をした上で、出身中学校長に提出するものとする。中学校卒業後5年を超える者については、入学者選抜願とともに（1）イの期間内に、本校校長に直接持参により提出するものとする。
- (エ) 令和3年4月1日現在で満20歳以上の志願者のうち、一般学力検査に代えて作文及び面接による受検を希望する者については、作文及び面接による受検願を入学願書に添付すること。
- (オ) 県外等からの出願については、県要項（57、58ページ）により、定められた期間内に必要な手続きをし、県外等からの出願許可を受けた者は、その許可書を入学願書に添付すること。

イ 出身中学校長

(ア) 次の①及び②の書類を（1）アの期間内に、③の書類等を（1）イの期間内に、④～⑥までの調査書等を作成し、（1）ウの期間内に本校校長にそれぞれ提出する。ただし、令和2年3月以前の卒業生については、⑤及び⑥の書類は提出しなくてよい。

- ① 入学願書 ② 志願者名簿 2部
- ③ 入学者選抜願及び受検票
- ④ 施行規則第78条の規定による志願者の調査書
- ⑤ 第3学年の全学級の評定（成績評点）一覧表
- ⑥ 評定（成績評点）集計表

(イ) 出身中学校長は、志願者の提出した入学願書、入学者選抜願及び受検票の記載事項等に誤りのないこと及び入学者選抜料（950円）を納付していることを確認すること。

(ウ) 出身中学校長は、志願者から自己申告書が提出された場合、これを調査書等とともに、（1）ウの期間内に本校校長に提出する。

(エ) 県外からの志願者については、様式第8号に記載する内容を全て含む場合に限り出身中学校の所在する都道府県教育委員会が定めている調査書の様式によって提出することができる。

(3) 志願者数の公表

次の志願者数の公表を本校玄関への掲示及び本校ホームページへの掲載により行う。

ア 2月18日（木）正午現在の志願者数を、同日16時に公表する。

イ 2月19日（金）16時現在の志願者数を同日16時30分に、2月22日（月）16時現在の志願者数を同日16時30分に、2月24日（水）正午の志願者数を同日16時にそれぞれ公表する。

(4) 志願変更

志願者は、1回に限り志願変更を次により行うことができる。なお、入学願書の取下げ後、本校定時制課程（普通科）に再び出願することはできない。また、入学者選抜願の提出後は入学願書の取下げはできない。県外等からの出願者については、県要項（59、60ページ）によるものとする。

中学校卒業後5年を超える者については、次のイの手続は、出身中学校長を経由せずに行うこととする。

ア 期間 令和3年2月19日（金）から2月24日（水）正午まで

郵便による取下げ（高等学校からの返却）及び再提出はできない。

イ 手続

(ア) 志願者

a 志願変更を希望する者は、志願変更願に必要な事項を記入し、出身中学校長を経由して本校校長に提出する。

b 再提出をする者は、出身中学校長を経由して返却された入学願書の高等学校名等変更すべき箇所を訂正（朱書）し、（2）アの手続に準じて、所定の期間内に出身中学校長に提出する。

c 令和3年4月1日現在で満20歳以上の志願者のうち、一般学力検査に代えて作文及び面接による受検を希望する者については、作文及び面接による受検願を入学願書に添付する。

(イ) 出身中学校長

a 出身中学校長は、志願者から提出された志願変更願の記載事項に誤りがなく確認の上、本校校長にこれを提出し、志願変更をする者の入学願書を受け取り、志願変更をする者に返却する。

b 出身中学校長は、再提出された入学願書を（2）イの手続に準じて、所定の期間内に志願変更先高等学校長に提出する。

5 選抜

(1) 実施場所 広島県立廿日市高等学校

(2) 一般学力検査及び面接

ア 一般学力検査及び面接は、作文及び面接による受検願を提出した者を除く志願者全員に対して行う。

イ 一般学力検査は各教科50点満点で、合計250点満点とする。

ウ 受検者全員に実施する面接は、次の5つの評価項目により、75点満点で評価する。

- ①志望理由 ②学習意欲 ③自己理解 ④規範意識 ⑤態度

(3) 実施期日、教科及び時間割等

ア 一般学力検査による受検を行う場合の時間割

3月8日(月)			3月9日(火)		
時限	時刻	検査教科等	時限	時刻	検査教科等
	9:00 9:20	集合・点呼・注意		8:50	検査場の各自の席に着席
第1時限	9:30 10:20	国語	第1時限	9:00 9:50	理科
第2時限	10:40 11:30	社会	第2時限	10:10 11:00	英語
第3時限	11:50 12:40	数学		11:20 ～	面接

イ 「外国籍を有する者で、3(1)に定める出願資格のア又はイのいずれかに該当し、かつ、原則として入国後の在日期間が6年以内の者」で、国語、数学、及び外国語(英語)の一般学力検査、作文並びに面接による受検を行う場合の時間割

3月8日(月)			3月9日(火)		
時限	時刻	検査教科等	時限	時刻	検査教科等
	9:00 9:20	集合・点呼・注意		8:50	検査場の各自の席に着席
第1時限	9:30 10:20	国語	第1時限	9:00 9:50	面接
第2時限	10:40 11:30	作文	第2時限	10:10 11:00	英語
第3時限	11:50 12:40	数学			

ウ 一般学力検査に代えて作文及び面接による受検を行う場合の時間割

3月8日(月)		
時限	時刻	検査等
	9:00 9:20	集合・点呼・注意
第1時限	9:30 10:20	作文
第2時限	10:40 ～	面接

(4) 携行品 受検票、筆記用具等

検査場内の各自の席には、受検票、鉛筆、鉛筆削り、消しゴム、定規(分度器のついたもの、三角定規は不可)、筆入れ(検査中は机の中)、時計(計算機能又は英和和英機能付きのもの等は不可)のほかは携行できない。また、これらについても、検査問題の解答上有利と考えられるものは使用できない。

なお、携帯電話等の通信機器を検査場内へ持ち込むことはできない。万一、検査開始後に、検査場内に携帯電話等持込みを認められていないものを持ち込んでいることが発覚した場合には不正行為とみなし、当該受検者を退室させ、それまでの受検は一切無効とするとともに、その後の受検も認めない。

(5) 合格者の決定

ア 本校校長を委員長とする入学者選抜委員会を設置して、選考を行う。

イ 一般学力検査を実施した者については、一般学力検査の総得点に2分の1を乗じた点数及び面接の結果、調査書の学習の記録の合計評点並びに調査書中の学習の記録の観点別学習状況、特別活動の記録、総合的な学習の時間の記録及び他の記載事項によって総合的に判断して、本校校長が決定する。

ウ 一般学力検査に代えて作文及び面接を実施した者については、作文、調査書及び面接の結果によって総合的に判断して、本校校長が決定する。

(6) 合格者の発表

ア 日 時 令和3年3月16日(火)13時30分

イ 場 所 広島県立廿日市高等学校

ウ 方 法 校内に掲示するとともに本校ホームページに掲載(3月16日(火)14時から3月17日(水)正午まで)する。ホームページでの発表は情報提供の一環として行うものであり、公式の合格者の発表は、本校における合格者の受検番号の掲示にて確認すること。なお、電話による可否等選考結果についての問合せには応じない。

エ 合格者には、合格発表当日、本校で受検票を確認の上「合格通知書」と、入学の意思を確認する「請書・辞退届」の用紙を渡すので、必ず受け取ること。

オ 「請書・辞退届」(保護者氏名及び押印が必要)は、3月17日(水)正午までに本校に提出すること。
 受付時間は3月16日(火)は16時まで、3月17日(水)は9時から12時とする。この期間までに「請書」が提出されない場合は、入学の意思がないものとみなす。

(7) 繰上げ合格を実施する場合の受検生への連絡の時期及び方法

合格者の発表の後、入学辞退による欠員が生じた場合、辞退者数を超えない範囲で、繰上げて合格者を決定する場合がある。なお、その場合には、3月17日(水)16時までに、出身中学校長を經由して受検者本人に連絡する。該当者が中学校卒業後5年を超える者の場合には、直接受検者本人に連絡する。

(8) やむを得ない事由による欠席者の取扱い

検査当日の特別措置によっても対応できず、やむを得ず選抜(Ⅱ)を欠席した者のうち、欠席した事由が次の表に該当し、本校校長が審査し正当と認められた場合に限り、追検査を受検することができる。

大規模災害による罹災等	検査当日の風水震災火災その他の非常災害による交通遮断等。
疾病	学校保健安全法施行規則第18条において学校において予防すべき感染症に指定されている疾病等。

なお、大規模災害による罹災等にあつてはやむを得ず受検できなかった理由が証明できる書類、疾病にあつては選抜(Ⅱ)検査当日の医師の診断書により確認する。

上記の表にかかわらず、生徒が新型コロナウイルス感染症に感染したことが判明した場合又は生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合等で、出席停止等の措置により、選抜(Ⅱ)を欠席した者を対象とした追検査(新型コロナウイルス感染症に係る追検査)については7により実施する。

ア 手続

(ア) 志願者

追検査の受検を希望する者は、次の①の書類に必要事項を記入し、①及び②の書類を出身中学校長を經由して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業後5年を超える者については、①及び②の書類を本校校長に原則保護者が直接持参により提出するものとする。

- ① 追検査受検願
- ② 大規模災害による罹災等にあつてはやむを得ず受検できなかった理由が証明できる書類、疾病にあつては検査当日の医師の診断書

(イ) 出身中学校長

出身中学校長は、次の①から③の書類を令和3年3月10日(水)正午までに原則として持参により本校校長に提出する。

なお、提出に当たっては、志願者の提出した①及び②の書類の記載事項等に誤りがないことを確認すること。

- ① 追検査受検願
- ② 大規模災害による罹災等にあつてはやむを得ず受検できなかった理由が証明できる書類、疾病にあつては検査当日の医師の診断書
- ③ 追検査受検願提出者名簿

出身中学校長は、本校校長より交付を受けた追検査受検承認(不承認)通知書を追検査受検希望者に交付する。

イ 選抜

(ア) 検査方法 志願者全員に対して「作文」及び「面接」を実施する。

(イ) 期日・場所 令和3年3月12日(金) 本校

(ウ) 日程

時刻	検査等
8:30 ~ 8:40	集合・点呼・諸注意
8:45 ~ 9:45	作文(60分)
9:50 ~	面接

ウ 携行品 追検査受検承認通知書、5(4)に示す選抜(Ⅱ)における携行品検査場内の対応及び携帯電話等の扱いについては、選抜(Ⅱ)と同様とする。

エ 合格者の決定

(ア) 本校校長を委員長とする入学者選抜委員会を設置して、選考を行う。

(イ) 本校校長は、調査書及び検査等の結果によって総合的に判断して決定する。

(ウ) 追検査受検者から自己申告書が提出されている場合は、これを選抜資料に加えて、総合的に判断して決定する。

(エ) 合格者は選抜(Ⅱ)の定員に含めて決定する。

オ 合格者の発表

5(6)に示すとおり、令和3年3月16日(火)13時30分に行う。

6 選抜(Ⅱ)の結果に係る簡易開示

簡易開示については、県要項(93,94ページ)による。

7 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症に係る追検査を3月23日（火）に実施する。検査方法等については、別に定める。

※新型コロナウイルス感染症等に対する感染予防の留意点

(1) 選抜（Ⅱ）前日まで

志願者は、新型コロナウイルス感染症等への感染予防（手洗い、咳エチケット〔マスクの着用〕、3つの密〔密閉・密集・密接〕の回避等）に気を配り、体調管理に努めること。

(2) 選抜（Ⅱ）当日

ア 志願者は、当日の朝に必ず検温を実施すること。その際、37.5℃以上の発熱があった場合は出身中学校長又は本校校長に申し出ること。

イ 志願者は、選抜（Ⅱ）当日は、マスクを持参し、原則として検査中を含めてマスクを着用すること。

8 その他

(1) 本校と他の公立高等学校とを併願することはできない。

(2) 志願について虚偽の事実（学歴・通学区域・調査書等）があることが確認されたときは、入学許可後であっても入学を取り消すことがある。

(3) 入学者選抜（Ⅲ）実施の有無については、3月18日（木）10時に本校において公表する。なお、実施する場合には、「県要項」及び本校入学者選抜（Ⅲ）実施要項に基づき実施する。

(4) 選抜の結果、合格者とならなかった者が、入学者選抜（Ⅲ）を受検する場合は、改めて所定の手続をしなければならない。

(5) 請書を提出した者は、本校で3月26日（金）に実施する入学予定者（集合予定時刻：16時）に対する説明会に保護者同伴で出席すること。（説明会の日時を変更する場合は別途通知する。）

(6) 本校では、令和3年度入学者から順次一人一台の生徒用コンピュータ（windows PC）の導入をすることとしている。詳細については、別途お知らせする。